

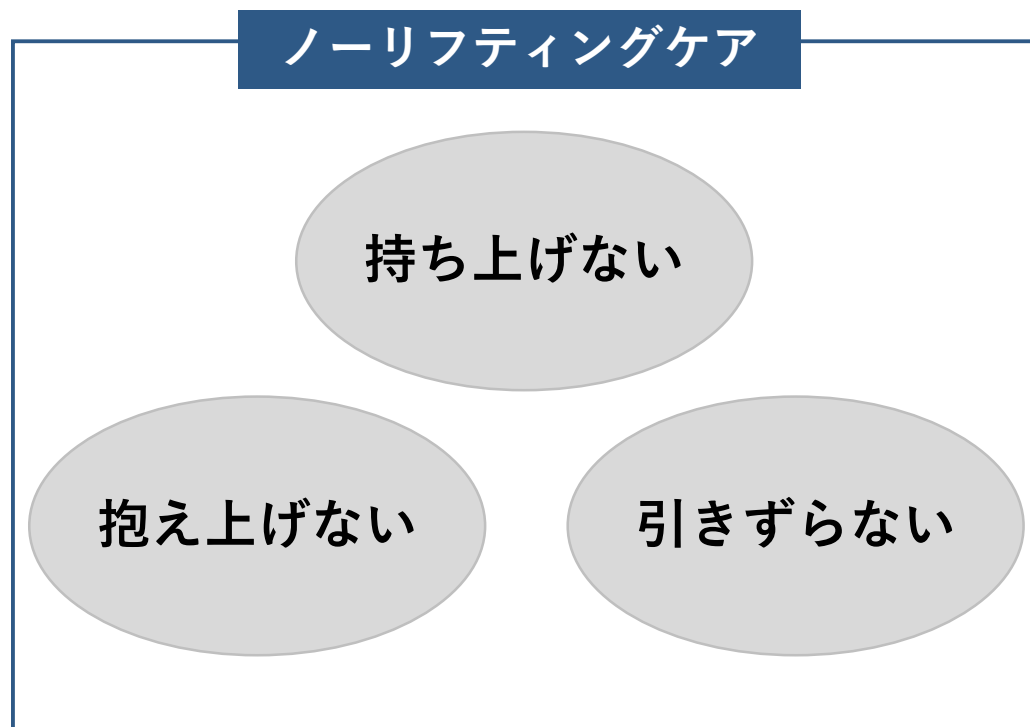
「ひょうごノーリフティングケアモデル施設・ 優良モデル施設」認定制度について

1. 「ひょうごノーリフティングケアモデル施設・優良モデル施設」 認定制度について

ノーリフティングケアとは**持ち上げない、抱え上げない、引きずらない**介護のことです。

不良な介護姿勢、危険な場所の環境改善、福祉用具・介護ロボットを効果的に活用することにより、介護の質の向上や人材確保・定着へと繋がります。

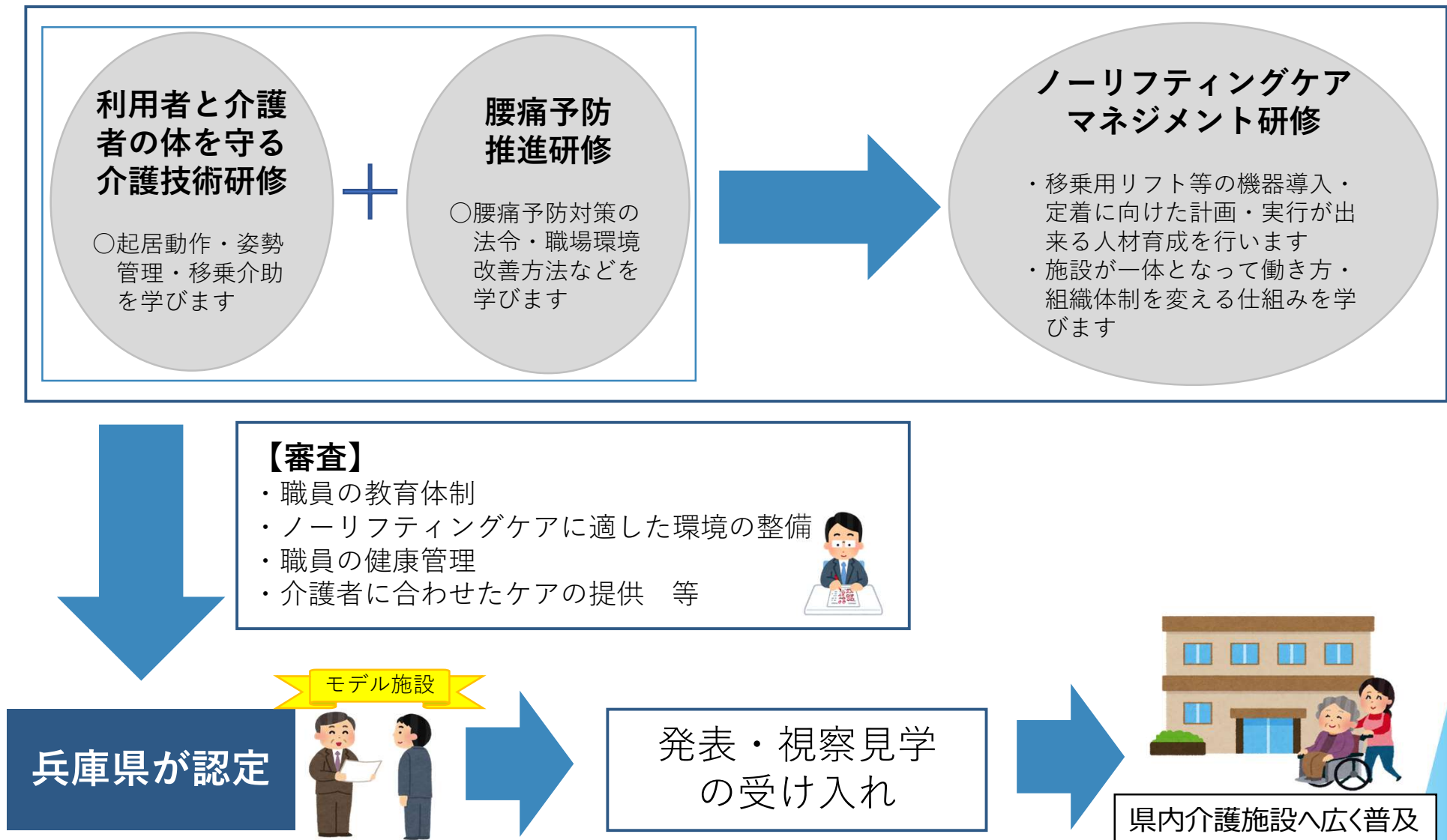
兵庫県では、職場ぐるみで「ノーリフティングケア」に取り組んでいただける施設を「**ひょうごノーリフティングケアモデル施設・優良モデル施設**」として認定し、県内の「ノーリフティングケア」の普及推進に取り組んでいます。



認定制度について

不良な介護姿勢、危険な場所の改善や福祉用具を効果的に活用した研修を行い、職場ぐるみで「ノーリフティングケア」に取り組んでいただける施設について、審査のうえ、兵庫県が「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」「優良モデル施設」に認定します。

認定を受けた施設は、取組発表や視察見学の受け入れなど、広く介護施設に向けた普及推進に取り組んでいただきます。



モデル施設と優良モデル施設

● ひょうごノーリフティングケアモデル施設

- ・「ノーリフティングケア」の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
- ・「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
- ・認定期間は3年間

● ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設

- ・モデル施設としての3年間の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
- ・モデル施設と同様に、「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
- ・認定期間は3年間

2. 「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」について

モデル施設の認定要件

● ひょうごノーリフティングケアモデル施設

- ・「ノーリフティングケア」の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
- ・「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
- ・認定期間は3年間

● ひょうごノーリフティングケアモデル施設 認定要件

- ①「利用者と介護者の体を守る介護技術研修」、「腰痛予防推進研修」及び「ノーリフティングケアマネジメント研修」の受講
- ②ノーリフティングケアマネジメント研修内の実技テストの合格
- ③ノーリフティングケアの今後の取り組み等を最終報告書にて提出
(職員の教育体制、環境整備、職員の健康管理、対象者に対するケアの提供など)
- ④施設の訪問調査
- ⑤「ひょうごノーリフティングケアモデル施設認定審査会」による審査

モデル施設の研修体系

利用者と介護者の体を守る介護技術研修				腰痛予防推進研修	
	起居動作	姿勢管理	移乗介助	概要	
概要	正しい姿勢や介助方法の見直し、福祉用具や機器を使用して『持ち上げない・抱え上げない介護』ができるようになる				1. 介護職員の腰痛発生機序や原因、腰痛予防に関する法令を学び、労働環境改善に向けた取り組み方法を学ぶ 2. 「腰痛」の原因を把握し、介護職の身体を守り、質の高いケアの提供ができる介護職人材の育成
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等			対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等 腰痛予防対策を推進したい職員、またリーダークラスの職員 腰痛予防に組織的に取り組む意欲のある管理監督職、施設長、機器導入に係る経理担当者等
対象用具	グローブ スライディングシート	ピロー グローブ	ボード 移乗用リフト	対象用具	スライディングシート・介助用リフト など



「利用者と介護者のから体を守る介護技術研修」「腰痛予防推進研修」の2つの研修を受講した施設がノーリフティングケアマネジメント研修を受講します。

ノーリフティングケアマネジメント研修

概要	5日間に渡り、施設が一体となって働き方・組織体制を変える事＝マネジメントの重要性を学ぶ 移乗用リフト等の機器導入・定着に向けた計画・実行が出来る人材育成 腰痛を持っている人や誰もが働きやすい職場環境、また、腰痛による休職や離職がない職場づくりを目指す
対象	施設の代表者・介護リーダークラスの職員・看護師・リハ専門職・ケアマネジャーなど

モデル施設認定までの流れ

7月頃～1月頃

2月頃

3月頃

翌年度

認定

起居動作、姿勢管理、移乗介助Ⅰ、移乗介助Ⅱの4テーマで研修が分かれています



県内介護施設

利用者と介護者の体を守る
介護技術研修
(年3回募集)

+

腰痛予防推進研修
(年1回募集)

ノーリフティングケアマネジメント研修
(年1回募集)

兵庫県に「最終報告書」等を提出

施設への訪問調査

認定審査会

モデル施設

福祉のまちづくり研究所が実施
※通年で受講

NLCマネジメント研修受講中に認定申請書を提出
(12月頃)

【認定期間】
翌年4月1日
から3年間

3. 「ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設」について

優良モデル施設の認定要件

● ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設

- ・モデル施設としての3年間の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
- ・モデル施設と同様に、「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
- ・認定期間は3年間

● ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設 認定要件

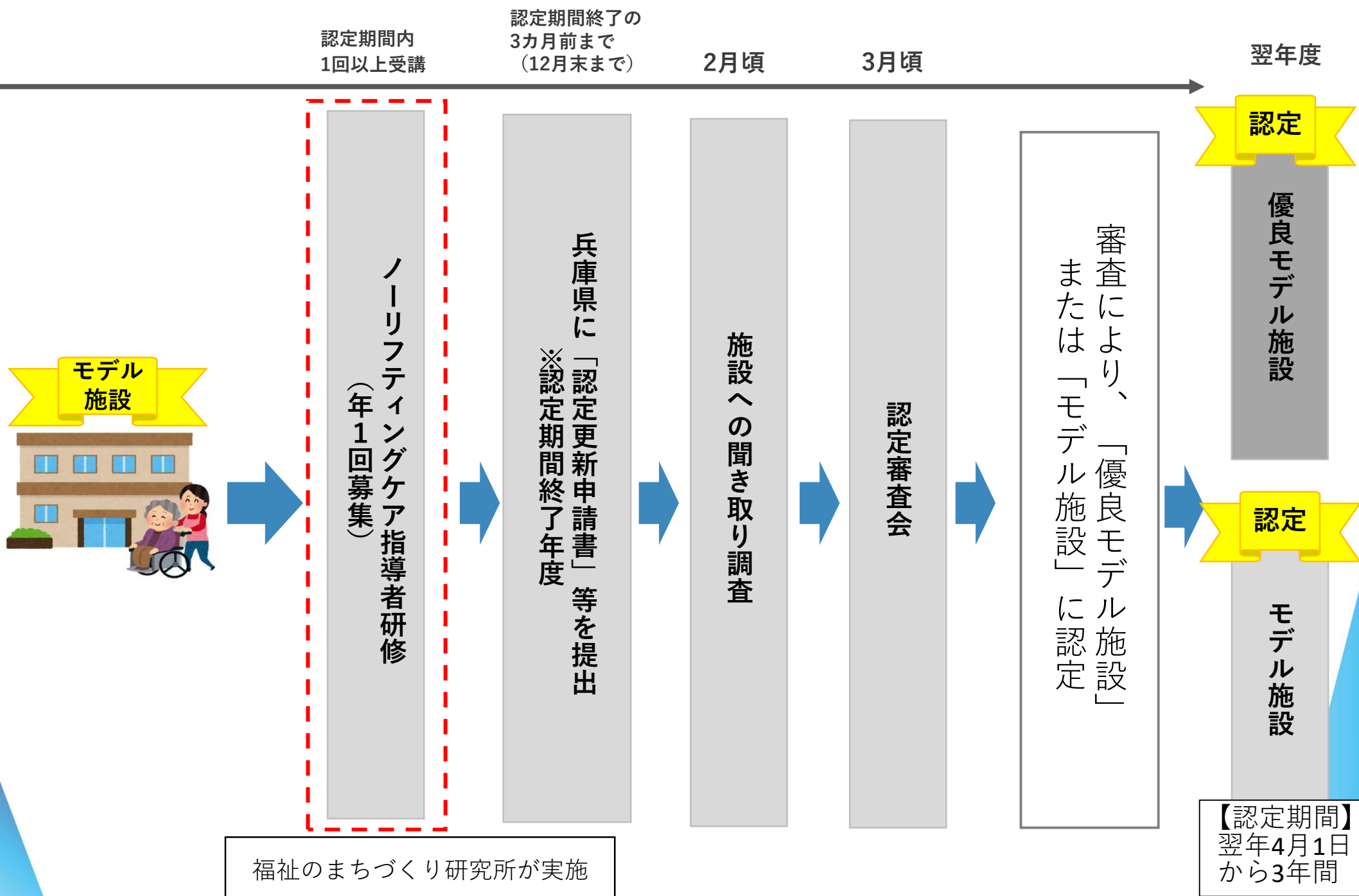
- ①ノーリフティングケア指導者研修の受講
- ②3年間のモデル施設としての取組みを所定の調査票にて報告
 1. モデル施設の役割としての取組み
 - ・普及推進のための視察や見学の受け入れ実績。
 - ・普及推進のための実践発表や報告の実績。
 2. ノーリフティングケアの実践と推進
 - ・ノーリフティングケアの理念の理解度
 - ・ノーリフティングケアの実践
(指導者養成、環境整備、職員の健康管理、対象者に対するケアの提供など)
- ③聞き取り調査
- ④「ひょうごノーリフティングケアモデル施設認定審査会」による審査

優良モデル施設の研修体系

優良モデル施設として認定されるには、モデル施設の認定期間内に「ノーリフティング指導者研修」を1回以上受講する必要があります

ノーリフティングケア指導者研修	
概要	ノーリフティングケアの必要性を理解し、自己管理の方法や技術の習得などについて指導できる人材・腰痛予防や不良姿勢の改善などリスクマネジメントでできる人材を育成する
対象	ノーリフティングケアマネジメント研修受講施設 介護現場のリーダー・教育担当となる者
対象用具	スライディングシート・ボード・移乗用リフト など

優良モデル施設認定までの流れ



モデル施設・優良モデル施設 認定要件に関する研修一覧

各研修の詳細は福祉のまちづくり研究所のホームページをご確認ください。

(1) 利用者と介護者の体を守る介護技術研修

モデル施設 認定要件

	起居動作	姿勢管理	移乗介助Ⅰ・Ⅱ
概要	正しい姿勢や介助方法の見直し、福祉用具や機器を使用して『持ち上げない・抱え上げない介護』ができるようになる		
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等		
対象用具	グローブ スライディングシート	ピロー グローブ	ボード 移乗用リフト

(2) 腰痛予防推進研修

モデル施設 認定要件

概要	1. 介護職員の腰痛発生機序や原因、腰痛予防に関する法令を学び、労働環境改善に向けた取り組み方法を学ぶ 2. 「腰痛」の原因を把握し、介護職の身体を守り、質の高いケアの提供ができる介護職人材の育成
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等 腰痛予防対策を推進したい職員、またリーダークラスの職員 腰痛予防に組織的に取り組む意欲のある管理監督職、施設長、機器導入に係る経理担当者等
対象用具	スライディングシート・介助用リフト など

(3) ノーリフティングケアマネジメント研修

モデル施設 認定要件

概要	5日間に渡り、施設が一体となって働き方・組織体制を変える事＝マネジメントの重要性を学ぶ 移乗用リフト等の機器導入・定着に向けた計画・実行が出来る人材育成 腰痛を持っている人や誰もが働きやすい職場環境、また、腰痛による休職や離職がない職場づくりを目指す
対象	施設の代表者・介護リーダークラスの職員・看護師・リハ専門職・ケアマネジャーなど

(4) ノーリフティングケア指導者研修

優良モデル施設 認定要件

概要	ノーリフティングケアの必要性を理解し、自己管理の方法や技術の習得などについて指導できる人材・腰痛予防や不良姿勢の改善などリスクマネジメントできる人材を育成する
対象	ノーリフティングケアマネジメント研修受講施設 介護現場のリーダー・教育担当となる者
対象用具	スライディングシート・ボード・移乗用リフト など

認定にかかるQ&A

区分	質問	回答
モデル施設	介護技術研修は4種類すべて受講する必要があるのか。	必要です。「起居動作介助編」「姿勢管理編」「移乗介助Ⅰ 移乗動作編」「移乗介助Ⅱ 移乗用リフト編」をそれぞれ受講してください。
モデル施設	モデル施設として認定を希望している場合、いつまでに研修を受講する必要があるのか	認定を受けようとする前年度までに必要な研修を受講してください。
モデル施設	令和8年度（令和7年度申請）にモデル施設として認定を希望しているが、令和6年度中に受講した研修が認定要件として該当するのか。	令和6年度に受講した研修は、令和8年度（令和7年度申請）の認定要件として該当します。 令和5年度までに受講している場合は、再受講をお願いします。
モデル施設	介護技術研修、腰痛予防推進研修、ノーリフティングケアマネジメント研修の受講順序に指定はありますか。	受講順序に指定はございませんが、介護技術研修、腰痛予防推薦研修を受講後、ノーリフティングケアマネジメント研修を受講することを推奨しています。
優良モデル施設	優良モデル施設として認定又はモデル施設の認定更新を希望している場合、「ノーリフティングケア指導者研修」を受講する必要があるのか？	認定期間内（3年間）で一回以上、受講する必要があります。

本事業への積極的なご参加をお待ちしております。



<問い合わせ先>

(本事業の制度について)

兵庫県高齢政策課介護基盤整備班

TEL078-341-7711 内線：73505

(研修について)

福祉のまちづくり研究所

介護ロボット開発支援・普及推進・研修センター

TEL 078-927-2727 内線：3700